

物品等の随意契約について

次のとおり随意契約を行うので、随意契約参加希望者を公募する

1	発注番号	第3-11号																								
2	公募日	令和8年4月6日																								
3	契約担当者	能代市長 齊藤 滋 宣																								
4	件名	街灯等修理(第一工区)																								
5	業務場所	能代地域南部																								
6	履行期間	令和8年5月1日から令和9年3月31日																								
7	当該業務の主管課	都市整備部 道路河川課 電話番号 0185-89-2193 ファクシミリ番号 0185-89-1778																								
8	物品又は委託の種別	修繕(複数単価見積)																								
9	主な仕様(概要)	街灯等修理 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています																								
10	予定価格	<p>1件あたりの単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予定価格</th> <th>見積比較価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.街灯自動点滅器取替</td> <td>33,770 円</td> <td>30,700 円</td> </tr> <tr> <td>2.街灯撤去(再利用無し)</td> <td>38,280 円</td> <td>34,800 円</td> </tr> <tr> <td>3.街灯撤去・設置(再利用有り)</td> <td>56,100 円</td> <td>51,000 円</td> </tr> <tr> <td>4.街灯LED7VA灯具等一式取替</td> <td>79,420 円</td> <td>72,200 円</td> </tr> <tr> <td>5.街灯LED9VA灯具等一式取替</td> <td>101,530 円</td> <td>92,300 円</td> </tr> <tr> <td>6.街灯LED7VA灯具等一式取替(電力申請無し)</td> <td>62,700 円</td> <td>57,000 円</td> </tr> <tr> <td>7.街灯LED9VA灯具等一式取替(電力申請無し)</td> <td>83,490 円</td> <td>75,900 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 予定価格(消費税及び地方消費税を含む金額) 見積比較価格(予定価格の110分の100に相当する金額)</p>	項目	予定価格	見積比較価格	1.街灯自動点滅器取替	33,770 円	30,700 円	2.街灯撤去(再利用無し)	38,280 円	34,800 円	3.街灯撤去・設置(再利用有り)	56,100 円	51,000 円	4.街灯LED7VA灯具等一式取替	79,420 円	72,200 円	5.街灯LED9VA灯具等一式取替	101,530 円	92,300 円	6.街灯LED7VA灯具等一式取替(電力申請無し)	62,700 円	57,000 円	7.街灯LED9VA灯具等一式取替(電力申請無し)	83,490 円	75,900 円
項目	予定価格	見積比較価格																								
1.街灯自動点滅器取替	33,770 円	30,700 円																								
2.街灯撤去(再利用無し)	38,280 円	34,800 円																								
3.街灯撤去・設置(再利用有り)	56,100 円	51,000 円																								
4.街灯LED7VA灯具等一式取替	79,420 円	72,200 円																								
5.街灯LED9VA灯具等一式取替	101,530 円	92,300 円																								
6.街灯LED7VA灯具等一式取替(電力申請無し)	62,700 円	57,000 円																								
7.街灯LED9VA灯具等一式取替(電力申請無し)	83,490 円	75,900 円																								
11	随意契約参加資格要件	<p>随意契約に参加する者に必要な要件は、応募型随意契約基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること</p> <p>(1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」で登録されていること。</p> <p>(2) 能代市内に契約を締結出来る営業所を有していること。</p> <p>(3) 本市の指名停止期間中でないこと。</p> <p>(4) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請していること。</p> <p>(5) <b>本業務の実施にあたって、建設業法に基づく1級又は2級電気施工管理技士の資格を有する者を配置できること。</b></p> <p>(6) 修理依頼がある毎に、その都度3日以内に修理を完了する体制を有している者。(荒天等により修理を行うことができない場合を除く。)</p> <p>(7) 東北電力ネットワーク株式会社等の引き込み線の委託工事業者であること。</p>																								
12	見積書提出に関する注意事項	<p><b>見積金額は1円単位とし、各項目1件あたりの単価見積(消費税等を除く)とする。</b></p> <p><b>契約相手は、第1回の見積により、見積書合計額(H欄)が最も低い者に決定するが、それぞれの項目について予定価格を定めるので、予定価格を上回る項目については、予定価格を下回るまで決定金額とはしないものとする。</b></p>																								
13	見積書提出予定日	令和8年4月17日 (金) 午前11時30分 見積書提出までのスケジュールは別紙のとおり																								
14	見積書提出の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室																								
15	その他	<p>(1) 応募型随意契約基本事項のとおり</p> <p>(2) <b>参加申込書に 11(5)、(7)の資格を有することを証する書類(写し可)を添付すること。</b></p>																								

## スケジュール

件名： 街灯等修理(第一工区)

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年4月6日（月） 正午から 令和8年4月8日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年4月6日（月） 正午から 令和8年4月8日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年4月6日（月） 正午から 令和8年4月10日（金） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年4月10日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年4月14日（火）	基本事項4のとおり
6	見積書提出予定	令和8年4月17日（金） 午前11時30分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型随意契約参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 齊藤 滋 宣 様

住 所  
申込者 商号又は名称  
代表者氏名  
(名簿登録番号 )

次の物品及び委託等に係る応募型随意契約に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された見積書提出に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発注番号	第3-11号		
物品(業務)名	街灯等修理(第一工区)		
本見積書提出に関する連絡先	担当者名		
	電話番号		FAX番号

# 見積書(第1回)

令和 年 月 日

能代市長 齊藤滋宣様

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて見積します。

記

件名	街灯等修理(第一工区)				
	項目名	予定数	単位	見積単価	予定総金額
1. 街灯自動点滅器取替	59	件	円	(A)	円
2. 街灯撤去(再利用無し)	1	件	円	(B)	円
3. 街灯撤去・設置(再利用有り)	1	件	円	(C)	円
4. 街灯LED7VA灯具等一式取替	86	件	円	(D)	円
5. 街灯LED9VA灯具等一式取替	40	件	円	(E)	円
6. 街灯LED7VA灯具等一式取替 (電力申請無し)	2	件	円	(F)	円
7. 街灯LED9VA灯具等一式取替 (電力申請無し)	2	件	円	(G)	円
			合計	(H)	円
備考					$(H) = (A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G)$

## 応募型随意契約基本事項（物品・委託等）

### 1 随意契約に参加する者に必要な要件

- (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名という。）に登載されている者であること。
- (2) 参加申込期限の日から決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

### 2 仕様書等に関すること

- (1) 仕様書等の閲覧又は貸し出しは次によるものとする。
  - ア 閲覧又は貸出場所 能代市総務部契約検査課
  - イ 閲覧又は貸出時間 4時間以内
  - ウ その他 設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
- (2) 仕様書等に対する質問は次によるものとする。
  - ア 質問方法 簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
  - イ 提出先 物品・委託等の業務主管課
- (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

### 3 随意契約参加申込等に関すること

- (1) 物品等随意契約参加申込書  
随意契約に参加しようとする者は、別紙の物品等随意契約参加申込書を市長に提出すること。
- (2) 申込書類の入手方法
  - ア 交付場所 能代市総務部契約検査課  
電話番号 0185-89-2222  
※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
  - イ 交付費用 無料
- (3) 申込書類の作成  
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを厳守すること
- (4) 申込書類の提出及び受付
  - ア 提出方法 持参又は書留郵便によること。
  - イ 提出先 能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
- (5) 随意契約参加の辞退  
随意契約参加申込書を提出した者は、当該申込書等を提出したあと決定されるまでの間において参加資格を有しないこととなったときは、決定前にあつては辞退届を、決定後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

### 4 指名通知等

- (1) 指名通知  
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。

(2) 非指名通知

申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、理由を付して通知する。

※ 上記(1)又は(2)の通知が見積書提出予定日の2日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課へ問い合わせること。

5 見積書提出、決定に関すること

- (1) 能代市財務規則(以下「規則」という。)、能代市物品等入札心得を遵守の上、随意契約に参加すること。
- (2) 決定に当たっては、見積書に記載された金額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約予定金額とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を見積書に記載すること。
- (3) 見積書を郵送する場合は、書留によるものとし、見積書提出日時までに到着したもので、1枚(1回分)とする。(ただし、原則として再度見積書提出には参加できないものとする)
- (4) 見積書を提出しようとする者が、参加申込期限の日から決定の日までの間に、随意契約に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は随意契約に参加することができない。既に見積書を提出している場合、その見積書は無効とする。
- (5) 決定から契約締結までの間において、決定者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該決定者と契約を締結しないことができる。

6 契約締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条による。

7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、参加申込期限の日とする。  
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格者申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。  
※測量士等(所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの)の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類作成及び提出についての問い合わせ

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

部 長		次 長		課 長		参 事		課長補佐		主 査		係 員	
起 工 理 由													
<p>街灯等修理（第一工区）</p> <p style="text-align: right;">此工事費 _____ 円      ( 精算見込額 _____ 円 )</p>													
工 事 概 要	<p>期間：令和8年5月1日～令和9年3月31日まで 場所：能代地域南部</p>												









# 1 次 単 価 表

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
LED防犯灯 7VA	保護等級 IP44以上 優良防犯機器RBSS 乳白色 710lm以上	台	1.00			【同等品可】 NRY20333LE1(パナ) LEDK-78928N-LS1(東芝)
自動点滅器	100V 1A 電子式	個	1.00			【同等品可】 PH1001-3S(岩崎) OSE-1013(東芝)
自在バンド		本	1.00			【同等品可】 YK23815(パナ) IB212(伊フチ)
労務費	電工	式	1.00			
電力申請費		式	1.00			
諸経費		式	1.00			
法定福利費		式	1.00			
小計						
消費税相当額						
計						







# 仕 様 書

令和 8 年度

件名：街灯等修理（第一工区）

能代市 都市整備部 道路河川課

# 仕 様 書

## 第 1 条（用語の定義）

指示、承諾及び協議とは次の定義による。

1. 指示とは、発注者側の発議により担当職員が、受託者に対し担当職員の所掌業務に関する方針、基準又は計画など示し、実施させることを言う。
2. 承諾とは、受託者側の発議により、受託者が担当職員に報告し、担当職員が了解することを言う。
3. 協議とは、担当職員と受託者が対等の立場で合議することを言う。

## 第 2 条（業務内容の確認）

受託者は、主要な業務作業段階のうち、あらかじめ担当職員が指示または依頼した箇所については、担当職員の承諾を得なければ作業を進めてはならない。

## 第 3 条（設計図書等の確認）

受託者は、業務着手前に設計書等の内容について確認把握し、疑義がある場合は直ちに担当職員と協議・確認しなければならない。

## 第 4 条（業務管理）

1. 受託者は、業務実施に当たり、関係法令を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
2. 現場が隣接し、又は同一場所において別途工事等がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については照合を行わなければならない。
3. 受託者は、業務実施に当たり、交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。
4. 受託者は、業務作業中、安全に留意しなければならない。

## 第 5 条（土地の立入り等）

1. 受託者は、業務を実施するため国、公有地又は私有の土地に立ち入る場合はあらかじめ担当職員に報告するとともに、受託者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち円滑な業務の推捗を期さなければならない。
2. 受託者は、業務実施のため植物、花き、さく等の伐採又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。  
この場合において生じた損失は、受託者が負担するものとする。

## 第 6 条（関係官公庁その他への手続等）

1. 受託者は、業務実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続は担当職員と打ち合わせのうえ、受託者において迅速に処理しなければならない。
2. 受託者は関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。
3. 電力供給会社へ申請する契約名義は、すべて「能代市街路灯」に統一すること。

## 第7条（提出書類）

1. 受託者は契約締結後、必要に応じ、関係書類を担当職員を経て、遅滞なく提出しなければならない。
2. 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

## 第8条（材料）

1. 修繕に使用する資材は設計書と同等品以上のものとする。
2. 使用により他の電子機器に障害を与えないことが確認できること。

## 第9条（請負代金の支払い）

1. 請負代金は、契約単価に施工箇所数を乗じて得た額とする。
2. 受託者は、1ヶ月分をとりまとめたうえで、請負代金の支払いを、発注者に請求するものとする。

## 第10条（期間）

本業務の期間は、令和9年3月31日までとする。

## 第11条（注意事項）

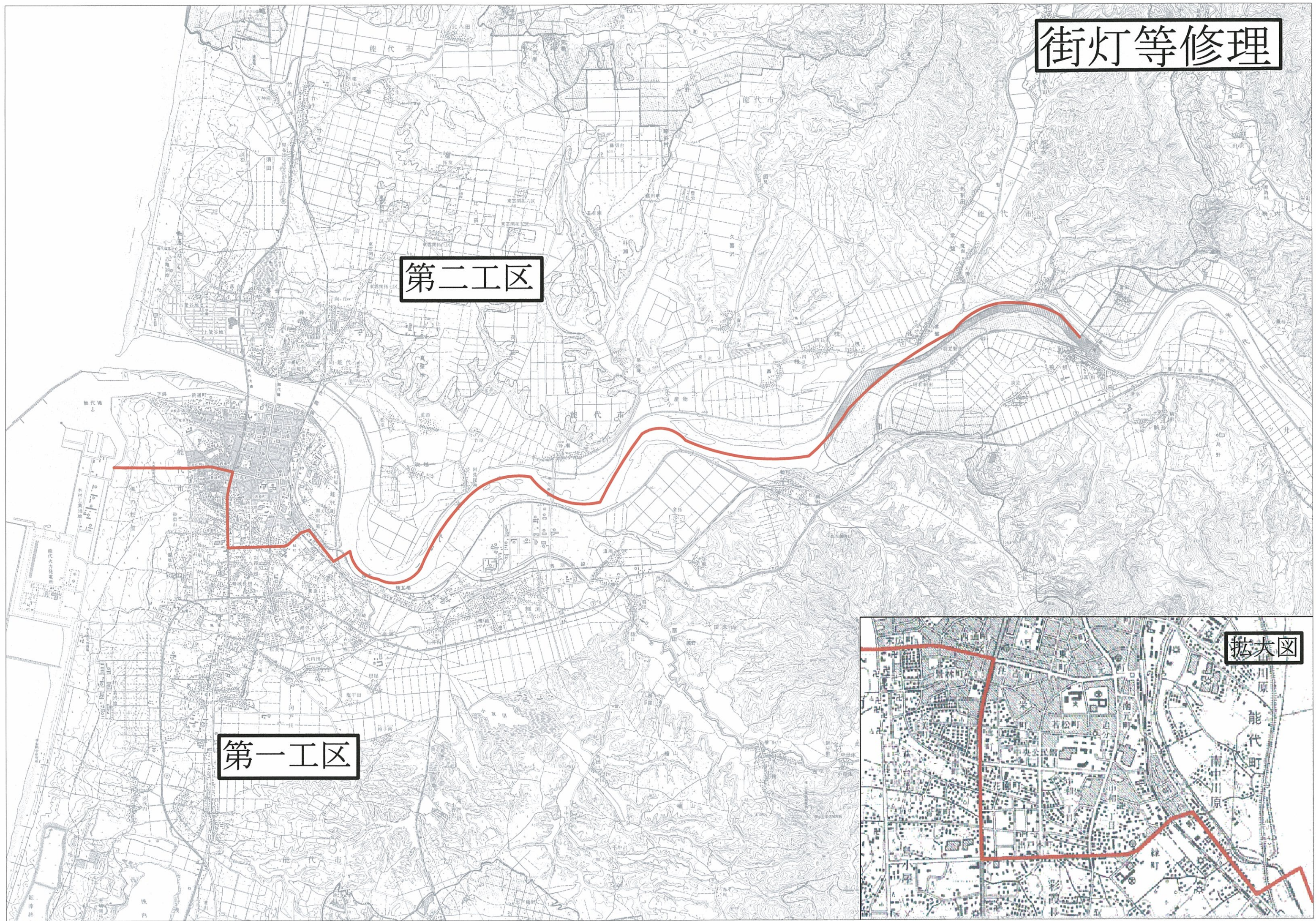
受託者は、発注者の修理依頼があるごとに、その修理依頼があった日の翌日から起算して、3日以内に修理を行わなければならない。ただし、荒天等により修理等を行うことが出来ないときは、協議の上、期限を延長できるものとする。

# 街灯等修理

第二工区

第一工区

拡大図



# 【 参 考 図 】

